

NICU等からの在宅移行支援事業費補助金

事業目的

NICU等に入院中の医療的ケア児の在宅医療への移行において、訪問看護事業所や相談支援事業所によるケース検討会義等の出席や外泊時の付添支援等が複数回必要な場合があるが、診療報酬等で全ての経費を請求できない。本事業により、医療的ケア児のNICU等から在宅医療への移行を支援する事業者の費用負担の軽減を図る。

事業内容

<補助対象事業>

NICU等に入院する医療的ケア児の在宅生活に移行をする際に、訪問看護師等がケース検討会等に出席する経費や医療的ケア児の自宅訪問・外泊訓練を行う経費を助成。

<補助基準額等> ※診療報酬等で下記事業の費用を請求できる場合は補助の対象外とする

補助事業	補助基準額	補助事業者
退院支援ケース検討会義等への出席・退院前の看護技術の習得	8,000円	指定訪問看護事業者
退院を見越した自宅等への外出・外泊にかかる訪問看護支援	8,500円	指定訪問看護事業者
退院支援ケース検討会議等への出席	2,000円	指定障害児相談支援事業者 指定特定相談支援事業者

補助スキーム

NICU等の退院に際し、病院からの出席要請や手技の伝達要請

NICU等小児科病院



<病院訪問>
病院主催ケース検討会議
退院前の看護技術習得



訪問看護事業所
相談支援事業所



<自宅等訪問>
退院を見越した自宅等
への外出・外泊支援



自宅

